

第846回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年10月16日（水）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第845回教育委員会会議録の承認について

4 第846回教育委員会会議録署名委員の指名

5 専決処分報告

(1) 第342回宮城県議会議案に対する意見について

(総務課)

(2) 教育功績者表彰について

(教職員課)

6 議 事

第1号議案 職員の人事について

(教職員課)

第2号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(特別支援教育室)

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(高校教育課)

第4号議案 県立中学校学則の一部改正について

(高校教育課)

第5号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

(スポーツ健康課)

7 課長報告等

(1) 平成25年度学力向上に関する緊急会議の概要について

(義務教育課)

(2) 平成25年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(高校教育課)

8 資料（配付のみ）

(1) 第9回単位PTA会長会における「いじめ問題に関する話し合い」の概要について

(義務教育課)

(2) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について

(高校教育課)

(3) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(高校教育課)

(4) 第68回国民体育大会の結果について

(スポーツ健康課)

(5) 宮城県美術館特別展「洲之内徹と現代画廊」の開催について

(生涯学習課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第342回宮城県議会議案に対する意見について

平成25年9月宮城県議会に追加提出された下記の予算外議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により平成25年9月27日専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

予算外議案

- ・工事請負契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築工事）

平成25年10月16日提出

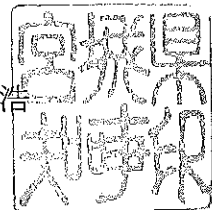
宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁



財 第 1 3 8 号
平成 2 5 年 9 月 2 7 日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 4 2 回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算外議案

工事請負契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築工事）

25.9.27

第342回宮城県議会（定例会）提出予算外議案の概要【教育委員会分】

- (1) 議第 251 号議案 工事請負契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築工事）

請負金額 3,458,700,000 円
契約の相手方 大成・橋本店・同事特定建設工事共同企業体
所管 障害福祉課，施設整備課

- 施工地名 仙台市青葉区落合四丁目地内
○工事内容 病院棟新築工事 一式
RC造4階 延べ面積 8,885 m²
学校棟新築工事 一式
RC造地上4階地下1階 延べ面積 7,853 m²
附属棟新築工事 一式
外構工事 一式
※新病院棟新築に伴う既存棟の一部の改修工事を含む
○工 期 議決の日の翌日～平成27年3月25日

第2号議案

県立特別支援学校学則の一部改正について

県立特別支援学校学則（昭和43年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年10月16日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(参考)

県立特別支援学校学則の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

平成26年度県立特別支援学校高等部の入学希望者数等を勘案し、収容定員を変更するもの。

2 改正内容

(単位:名)

	学 校 名	学 科	収 容 定 員								増減
			改 正 前				改 正 後				
			1学年	2学年	3学年	計	1学年	2学年	3学年	計	
1	光明支援学校	普通科	67	54	54	175	56	67	54	177	2
2	西多賀支援学校	普通科	11	11	14	36	14	11	11	36	—
3	石巻支援学校	普通科	35	27	38	100	44	35	27	106	6
4	気仙沼支援学校	普通科	27	30	24	81	19	27	30	76	△5
5	名取支援学校	普通科	41	50	57	148	41	41	50	132	△16
6	角田支援学校	普通科	27	27	30	84	27	27	27	81	△3
7	迫支援学校	普通科	32	27	19	78	22	32	27	81	3
8	金成支援学校	普通科	22	23	19	64	22	22	23	67	3
9	古川支援学校	普通科	27	31	27	85	27	27	31	85	—
10	船岡支援学校	普通科	20	19	20	59	20	20	19	59	—
11	山元支援学校	普通科	14	22	28	64	14	14	22	50	△14
12	利府支援学校	普通科	38	46	62	146	38	38	46	122	△24
13	岩沼高等学園	産業技術科	40	40	48	128	48	40	40	128	—
	収容定員を変更しない3校の計		67	67	67	201	67	67	67	201	—
	合 計		468	474	507	1,449	459	468	474	1,401	△48

(予定)

(仮称)小松島支援学校	普通科	—	—	—	—	(35)	(30)	(30)	(95)	(95)
-------------	-----	---	---	---	---	-------------	------	------	------	------

3 施行期日

平成26年4月1日

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

六七	五四	五四
----	----	----

を

五六	六七	五四
----	----	----

に改

め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一一	一一	一四
----	----	----

を

一四	一一	一一
----	----	----

に改め、同表宮

城県立石巻支援学校の項中

三五	二七	三八
----	----	----

を

四四	三五	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立気仙沼支

援学校の項中

二七	三〇	二四
----	----	----

を

一九	二七	三〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

四一	五〇	五七
----	----	----

を

四一	四一	五〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

二七

二七	三〇
----	----

を

二七	二七	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

三二	二七	一九
----	----	----

を

一二	三二	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

一二	二三	一九
----	----	----

を

一二

二二
二三

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

二七
三一
二七

を

二七
二七

三一

に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

二〇
一九
二〇

を

二〇
二〇
一九

に改

め、同表宮城県立山元支援学校の項中

一四
二二
二八

を

一四
一四
二二

に改め、同表宮城

県利府支援学校の項中

三八
四六
六二

を

三八
三八
四六

に改め、同表宮城県立支援学校岩

沼高等学園の項中

四〇
四〇
四八

を

四八
四〇
四〇

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正後

第一条～第十七条 (略)

別表第一 (略)
別表第二 (略)

別表第三（第二条関係）

一 (略)
二 高等部

宮城県立聴覚支援学校							学校名	
理容科	被服科	ム科	機械システム	産業工芸科	保健医療科	普通科	学科	
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	年限	修業
八	八	八	八	八	八	一一	学第一	収容定員
八	八	八	八	八	八	一一	学第二	
八	八	八	八	八	八	一一	学第三	

改正前

第一条～第十七条 (略)

別表第一 (略)
別表第二 (略)

別表第三（第二条関係）

一 (略)
二 高等部

宮城県立聴覚支援学校							学校名	
理容科	被服科	ム科	機械システム	産業工芸科	保健医療科	普通科	学科	
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	年限	修業
八	八	八	八	八	八	一一	学第一	収容定員
八	八	八	八	八	八	一一	学第二	
八	八	八	八	八	八	一一	学第三	

改正後

宮城県立山元支援学校	宮城県立船岡支援学校	宮城県立古川支援学校	宮城県立金成支援学校	宮城県立迫支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立気仙沼支援学校	宮城県立石巻支援学校	宮城県立西多賀支援学校	宮城県立光明支援学校
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
一四	二〇	二七	二二	二二	二七	四一	一九	四四	一四	五六
一四	二〇	二七	二二	三二	二七	四一	二七	三五	一一	六七
二二	一九	三一	二三	二七	二七	五〇	三〇	二七	一一	五四

改正前

宮城県立山元支援学校	宮城県立船岡支援学校	宮城県立古川支援学校	宮城県立金成支援学校	宮城県立迫支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立気仙沼支援学校	宮城県立石巻支援学校	宮城県立西多賀支援学校	宮城県立光明支援学校
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
一四	二〇	二七	二二	三二	二七	四一	二七	三五	一一	六七
二二	一九	三一	二三	二七	二七	五〇	三〇	二七	一一	五四
二八	二〇	二七	一九	一九	三〇	五七	二四	三八	一四	五四

改正後

宮城県立利府支援学校 等学園	宮城県立支援学校岩沼高 等学園	宮城県立支援学校小牛田 高等学園
普通科	産業技術科	普通科
三年	三年	三年
三八	四八	一六
三八	四〇	一六
四六	四〇	一六

三 (略)

第一号様式、第六号様式 (略)

改正前

宮城県立利府支援学校 等学園	宮城県立支援学校岩沼高 等学園	宮城県立支援学校小牛田 高等学園
普通科	産業技術科	普通科
三年	三年	三年
三八	四〇	一六
四六	四〇	一六
六二	四八	一六

三 (略)

第一号様式、第六号様式 (略)

第3号議案

宮城県立高等学校学則の一部改正について

宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年10月16日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(参考)

宮城県立高等学校学則の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

「平成26年度県立高等学校組織編制計画」の実施及び「平成24年度県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う学年進行に係る所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 平成26年度県立高等学校組織編制計画関係(第1学年)

イ 学年制による全日制の課程の収容定員の変更(別表第1(第1条関係))

学校名	学科名	区分	摘要	
気仙沼高等学校	普通科	学級減	1学級40人減	7学級(280人) → 6学級(240人)
築館高等学校	普通科	学級減	1学級40人減	5学級(200人) → 4学級(160人)
松島高等学校	普通科	学科改編	2学級80人減	5学級(200人) → 3学級(120人)
	観光科		2学級80人増	新設
水産高等学校	海洋総合科	学科改編	1学級40人増	3学級(120人) → 4学級(160人)
	情報科学科		1学級40人減	募集停止
石巻工業高等学校	機械制御科	学科名称の変更	2学級80人減	「機械制御科」から 「機械科」へ名称変更
	機械科		2学級80人増	

ロ 学年制による定時制の課程の収容定員の変更(別表第2(第1条関係))

学校名	学科名	区分	摘要	
大河原商業高等学校	普通科	学級減	1学級40人減	2学級(80人) → 1学級(40人)

(2) 平成24年度県立高等学校組織編制計画の学年進行(第3学年)

学年制による全日制の課程から削除(別表第1(第1条関係))

学校名	学科名	区分	摘要
女川高等学校	普通科	閉校	2学級80人減

3 施行期日

平成26年4月1日

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県水産高等学校の項中

一 二 〇 四	一 二 〇 四	一 二 〇 四
------------------	------------------	------------------

を

に改め、同表宮城県石巻工業高等学校の項中

一 六 〇 四	一 二 〇 四	一 二 〇 四
------------------	------------------	------------------

を

機 械 制 御 科	電 気 情 報 科	化 学 技 術 科	土 木 シ ス テ ム 科	建 築 科
三 年	三 年	三 年	三 年	三 年
男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
八 〇	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇
八 〇	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇
八 〇	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇

機 械 制 御 科	機 械 科	電 気 情 報 科	化 学 技 術 科	土 木 シ ス テ ム 科	建 築 科
三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年
男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
八 〇	八 〇	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇
八 〇	八 〇	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇
八 〇	八 〇	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇

に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項中

二 八 〇	二 八 〇	二 八 〇
-------------	-------------	-------------

を

二 四 〇	二 八 〇	二 八 〇
-------------	-------------	-------------

に改め、同表宮城県築館高等学校の項中

二〇〇
二〇〇
二〇〇

を

一六〇
二〇〇
二〇〇

に改め、

同表宮城県松島高等学校の項中

普通科
三年
男女
二〇〇
二〇〇
二〇〇

を

に改め、同表宮城県女川高等学校の項を削る。

普通科
三年
男女
二〇〇
二〇〇
二〇〇

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

八〇
八〇
八〇
八〇

を

四〇
八〇
八〇
八〇

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正後

改正前

第一条～第三十条（略）

第一条～第三十条（略）

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

一 学年制による全日制の課程

一 学年制による全日制の課程

宮城県水産高等学校	宮城県石巻工業高等学校	（略）	学 校 名	学 科	年 限	修 業 別	学 年	収 容 定 員
海洋総合科 情報科学科	機械制御科 電気情報科 化学技術科 土木システ ム科 建築科	（略）			三年 三年	男女 男女	第一 第二 第三	一六〇 一一〇 一一〇
三年 三年	三年 三年 三年 三年	三年 三年	男女 男女	男女 男女	男女 男女	男女 男女	四〇 四〇 四〇 四〇	四〇 四〇 四〇 四〇

宮城県水産高等学校	宮城県石巻工業高等学校	（略）	学 校 名	学 科	年 限	修 業 別	学 年	収 容 定 員
海洋総合科 情報科学科	機械制御科 電気情報科 化学技術科 土木システ ム科 建築科	（略）			三年 三年	男女 男女	第一 第二 第三	一一〇 一一〇 一一〇
三年 三年	三年 三年 三年 三年	三年 三年	男女 男女	男女 男女	男女 男女	男女 男女	四〇 四〇 四〇 四〇	四〇 四〇 四〇 四〇

一 学年制による定時制の課程 二 単位制による全日制の課程 (略)	別表第二(第一条関係)	宮城県気仙沼高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇	
		宮城県築館高等学校	普通科	三年	男女	一六〇	二〇〇	二〇〇	
		宮城県松島高等学校	普通科	三年	男女	二二〇	二〇〇	二〇〇	
		観光科	三年	男女	八〇	二〇〇	二〇〇		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
收容定員									

一 学年制による定時制の課程 二 単位制による全日制の課程 (略)	別表第二(第一条関係)	宮城県気仙沼高等学校	普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇	
		宮城県築館高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
		宮城県松島高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
		宮城県女川高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	八〇	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
收容定員									

第4号議案

県立中学校学則の一部改正について

県立中学校学則（平成16年宮城県教育委員会規則第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年10月16日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙台二華中学校の項中

一〇五
八〇
八〇

を

一〇五
一〇五
八〇

に改

め、同表宮城県古川黎明中学校の項中

一〇五
八〇
八〇

を

一〇五
一〇五
八〇

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正後

第一条～第十四条
（略）

別表（第二条関係）

校 宮城県古川黎明中学	校 宮城県仙台二華中学	学 校 名	修 業 年 限	収 容 定 員
三年	三年			
一〇五	一〇五	第一学年		
一〇五	一〇五	第二学年		
八〇	八〇	第三学年		

改正前

第一条～第十四条
（略）

別表（第二条関係）

校 宮城県古川黎明中学	校 宮城県仙台二華中学	学 校 名	修 業 年 限	収 容 定 員
三年	三年			
一〇五	一〇五	第一学年		
八〇	八〇	第二学年		
八〇	八〇	第三学年		

第5号議案

宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和57年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年10月16日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(参考)

宮城県ライフル射撃場条例管理規則の一部改正の概要について

1 改正の概要

ライフル射撃場の指定管理者制度に利用料金制を導入するため、9月議会に提案した「宮城県ライフル射撃場条例の一部を改正する条例」が可決されたことから、本規則についても所要の改正を行うもの。また、本改正に併せ、所要の語句修正を行うもの。

(1) 利用料金制の導入

ライフル射撃場の指定管理について、これまで導入していた使用料金制を利用料金制に変更することとし、関係する条項を削除するもの。

(2) 本改正に併せ、関係する文言修正を行うもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

宮城県ライフル射撃場管理規則の一部を改正する規則

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和五十七年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「社団法人日本ライフル射撃協会（）」を「公益社団法人日本ライフル射撃協会（）」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条 (略)</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第二条 射撃場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>二 スモールポアライフル射撃場又はエアライフル射撃場の使用者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 公益社団法人日本ライフル射撃協会（昭和四十六年九月二十二日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。）が定める危害予防規程に従い、射撃の安全に注意すること。</p> <p>四 七 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 (削除)</p> <p>(使用終了の届出)</p> <p>第四条 使用者は、射撃場の使用を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第五条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は、教育長の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p>様式第一号から様式第三号（削除）</p>	<p>一条 (略)</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第二条 射撃場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>二 スモールポアライフル射撃場又はエアライフル射撃場の使用者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 社団法人日本ライフル射撃協会（昭和四十六年九月二十二日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。）が定める危害予防規程に従い、射撃の安全に注意すること。</p> <p>四 七 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第四条 (申請書等)</p> <p>第四条 条例により知事に提出する申請書等の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第十条第四項の規定による使用料後納申請書 様式第一号</p> <p>二 条例第十条第六項の規定による使用料返還申請書 様式第二号</p> <p>三 条例第十一条第二項の規定による使用料減免申請書 様式第三号</p> <p>(使用終了の届出)</p> <p>第五条 使用者は、射撃場の使用を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第六条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は、教育長の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p>様式第一号から様式第三号（様式略）</p>	<p>語句の修正</p> <p>利用料金制に伴う改正</p> <p>利用料金制に伴う改正</p>